

大規模事業評価実施方針

事業所管部署	教育局健康教育課
作成年月日	令和7年（2025年）10月30日

【評価の対象】

事業名	（仮称）つくば市荃崎給食レストラン整備事業
場所	つくば市下岩崎2105番地（旧岩崎保育所用地）
事業概要	つくば市学校給食の在り方懇談会の意見や地産地消の課題などを踏まえ、市の給食事業のさらなる向上を目指すことを目的に、給食食材における地場産物の活用拡大とフードロスの対策に寄与する貯蔵庫及び加工施設、食をとおしての新たなコミュニティの場となり得る市民に向けた給食レストラン機能、学校ランチルームとしての機能等を備えた複合的給食施設を整備する。 施設概要 ・敷地面積約2,500㎡ ・鉄骨2階建て ・1日最大300食1献立（うち1日約50食を給食レストランで提供）

【評価の時期】

（1）自己評価調書作成	令和7年10月～11月
（2）評価会議	令和7年11月
（3）評価委員会	令和7年12月～令和8年5月
（4）対応方針の決定	令和8年6月
（5）対応方針等の公表	令和8年6月

【評価の視点】

事業の必要性	・市が担う必要性はあるか ・市が実施する必要はあるか
事業の妥当性	・事業規模は妥当か ・整備場所は妥当か
事業の優先性	・事業の着手時期は適切か
事業の有効性	・課題解決又は政策目標達成のために有効な手段か ・経済的波及効果は認められるか
事業の経済性・効率性	・費用（維持管理費及び運営費を含む）は適切か
地域への対応	・周辺環境及び景観との調和に配慮した検討がされているか ・市民（特に地元住民）への説明や情報共有の手法は適切か

【評価の方法】

- ・大規模事業自己評価調書を作成する。
- ・内部評価会議を行い、結果を公表する。
- ・大規模事業評価委員会へ諮問を行い、答申を受ける。
- ・事業の対応方針を決定し、公表する。

【その他】